

決議第1号

閉会中の議員派遣について

本議会は地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

令和3年3月26日

南風原町議会議長 玉城勇

記

次のとおり議員を派遣する。

1. 町村議会常任委員長・副委員長実務研修会

- (1) 日 時：令和3年5月12日（水）
- (2) 場 所：自治会館
- (3) 派遣議員：正副常任委員長
- (4) 主 催：沖縄県町村議会議長会

2. 令和3年度町村議会議長・副議長研修会

- (1) 日 時：令和3年5月18日（火）～5月20日（木）予定
- (2) 場 所：東京都
- (3) 派遣議員：議長・副議長
- (4) 主 催：全国町村議会議長会

3. 管内離島行政視察研修及び臨時総会

- (1) 日 時：令和3年5月24日（月）～5月25日（火）
- (2) 場 所：座間味村
- (3) 派遣議員：議長
- (4) 主 催：南部地区市町村議会議長会

その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任する。